

事業者検査の独立性確保（検査員の独立性の程度）について

1. はじめに

事業者検査の独立性については、検査制度の見直しに関するWG第15回(平成30年2月26日)、第19回(平成30年7月2日)及び第25回(平成31年3月25日)において、事業者の独立性確保方針について説明を行い、規制・被規制の双方でコンセンサスが得られた状態にあるものと認識。(第19回、第25回WG資料参照)

令和元年10月8日の面談で、事後検証可能な検査に関して、実施責任者のほかに検査員を設ける場合は、その検査員も独立性の確保が必要である旨、ご意見をいただいたので、事業者の考え方について意見交換したい。

2. 独立性の確保の程度

検査の独立性の確保に関しては、グレーテッドアプローチの考え方を採用し、検査の重要度に応じて独立性確保の程度を定め、独立箇所の方が検査を実施することとしている。

具体的には検査の重要度を設備重要度及び検査内容から検査を「特に高い信頼性」、「高い信頼性」、「標準」の3つのグレードに分類し、「特に高い信頼性」、「高い信頼性」、「標準」のいずれの検査においても検査実施責任者の独立性を確保し、組織的過誤及び故意による不適切な検査を防止することとしている。更に、「特に高い信頼性」、「高い信頼性」の検査については、検査実施責任者又は検査員（独立箇所）が合否判定を実施し、組織的過誤及び故意による不適切な検査を防止することとしている。

また、いずれのグレードの検査に関しても、工事所管から組織的に独立した箇所によるQA検査（記録の信頼性確保）を実施することとしており、検査で確認する記録の信頼性は確保することとしている。

3. 事業者の考え

検査の独立性の確保に関しては、要求される信頼性が「標準」の検査に関しては、グレーテッドアプローチの観点から重要度の低いクラス3の設備であることと、事後検証可能な検査であることを考慮するとともに、事業者のリソースの有効活用、検査員の質の確保の観点から、効果的な安全確保に対して有効な体制とできるよう、組織的独立を確保した検査実施責任者の下、合否判定を行う検査員を設ける場合は、その独立性の程度は担当者個人の独立とすることが良いと考えている。

事業者検査の独立性確保方針について

1. はじめに

事業者検査を行う者の独立性を確保し、検査の信頼性を向上させる方針について、検討を進めている。

2. 検討の対象

本検討の対象となる「検査」は、事業者の保安活動のうち、以下の活動としている。

原子力施設の製作、工事及び点検に伴うリリースのために、要求事項が満たされていることを、合否判定をもって検証するもの。

検査項目ごとに合否判定行為は異なるため、その具体例を別表 1 に示す

3. 独立性確保の目的と事業者対応

原子力規制庁殿が事業者検査の独立性確保を求められている目的は、下記(1)～(3)と受け取っている。これらに対する事業者の対応方針を示す。

【目的(1)】組織的過誤(集団的な思い込み、ルール誤り等)による不適切な検査を防止する。

(事業者の対応方針)

現状でも、検査に係る社内規定(マニュアル類)、検査要領書等は、制定までに独立した複数人による確認を実施することで組織的過誤を防止している。

今回の制度改正に合わせた更なる信頼性向上のため、検査要領書の妥当性判断(承認)及び検査の合否判断を重要度に応じて独立箇所の者が実施する。

【目的(2)】個人の過誤(勘違い等)による不適切な検査を防止する。

(事業者の対応方針)

現状でも、作業ステップごとに複数人による確認を実施することで個人の過誤を防止している。例えば、メーカー内の作業員に対する品管、メーカーに対する電力等がこれにあたる。

個人の過誤は、その者が所属する組織の独立とは関係ないため、今回の制度改正後も、引き続き現状の対策を実施する。

【目的(3)】故意による不適切な検査を防止する。

(事業者の対応方針)

現状でも、安全文化醸成活動、検査要員の教育等により故意による不適切な検査

を防止している。

今回の制度改正に合わせた更なる信頼性向上のため、検査の合否判断を重要度に応じて独立箇所の者が実施する。

また、検査の判定に用いる記録については、独立箇所の者による採取ではなく、QA 検査等により信頼性を確保する。例えば抜取立会検査の場合、独立箇所の者が実施する抜取立会と、QA 検査等による品質管理体制の確認により、工事箇所の者が採取した記録の信頼性を確保する。

4. 独立性確保程度の例

上記 2. の事業者対応方針を具体化した例を示す。

検査の内容 設備の重要度	A. 機能性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査 (A. 及び C. 以外)	C. 事後検証可能な検査
クラス 1 ^①	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者及び検査員(合否判断を行う者)^②の組織的独立^③ 全数立会又は抜取立会の頻度高 	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者及び検査員(合否判断を行う者)^②の組織的独立^③ 抜取立会の頻度低 	
クラス 2 ^① 常設 SA 設備			
クラス 3 ^① 可搬型 SA 設備	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者のみの組織的独立^② 立会不要 		

① 旧原安委の重要度分類指針に基づく重要度。

② 検査実施責任者が各検査項目の合否判断を行う場合、合否判断を行う検査員は不要。

③ 組織的独立とは、以下のケース 1 からケース 3 のいずれかを指す。

・ケース 1: 電力社内において、工事実施箇所とは別の組織

例 1) 原子炉課に対するタービン課

例 2) 設備管理部とは別の検査課、運転課等

・ケース 2: 検査業務を委託した製造メーカーの者(製造メーカーの製造・施工から独立した品管)

・ケース 3: 検査業務を委託した第三者(構内常駐業者等を含む)の者

以上

a. 設備重要度及び検査内容を総合したグレード設定

- ✓ 上記 a. 及び b. の方針を踏まえ、表 1 のとおり検査を「特に高い信頼性」、「高い信頼性」及び「標準」に分類する。

表 1 重要度に応じた検査のグレード設定例

検査の内容 設備の重要度	A. 機能性能を確認する最終段の検査	B. 機器の構造等を確認する検査 (A. 及び C. 以外)	C. 事後検証可能な検査
クラス 1	特に高い信頼性	高い信頼性	標準
クラス 2	特に高い信頼性	高い信頼性	標準
クラス 3	標準	標準	標準

b. 具体的な信頼性確保策の例

- a) 「特に高い信頼性」、「高い信頼性」及び「標準」の全ての検査において、検査実施責任者を工事実施箇所（設計仕様どおりに工事を実施する責任と権限を付与された箇所）とは別の箇所（以下「独立箇所」という。）から任命し、以下の業務を行わせることで、組織的過誤（①）及び故意（③）による不適切な検査を防止する。

- ・ 検査要領書の承認（妥当性判断）
- ・ 検査の最終判定及びリリース許可

- b) 更に、「特に高い信頼性」及び「高い信頼性」の検査については、検査実施責任者又は検査員（独立箇所）※が各検査項目の合否判定を実施し、組織的過誤（①）及び故意（③）による不適切な検査を防止する。

※ 検査実施責任者が合否判定を実施する場合、検査の独立性は検査実施責任者で確保するため、検査員（独立箇所）は不要である。

※ 検査員（独立箇所）とは、以下のケース 1 からケース 3 のいずれかを指す。

ケース 1：工事実施箇所の長の傘下でない電力社員（2/26WG 資料の A～D）から任命

ケース 2：検査業務を委託した製造メーカーの者（製造メーカーの製造・施工から独立した品管）

ケース 3：検査業務を委託した第三者（構内常駐業者等を含む）の者